

## 英国の付加価値税（VAT：Value Added Tax）と インボイス（Invoice）

いよいよ、消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。今回は、日本同様にインボイス制度が採用されている英国の付加価値税（以下VAT）の概要について触れてみましょう。

英国のVATは、欧州共同体（EC：European Communities－現在の欧州連合（EU：European Union）の前身）への加盟条件の一つとして、1973年に導入されました。現在の標準税率は20%で、光熱費等一定のものは、軽減税率として5%が適用され、免税取引（食料品、物品の輸出、水道水等）の場合には、0%が適用、土地の譲渡等は、非課税となっています。

英国で事業を営む者は、直近1年間の課税売上高が登録基準額（現在£85,000：約1,500万円）を超えた場合には、VAT登録をしなければなりません（VAT登録事業者）。自主的なVAT登録も可能です。VAT登録をした場合には、課税庁（HMRC：Her Majesty Revenue and Customs）からVAT番号が付与され、VATの申告・納税義務が課されます。VAT番号は、英国政府のホームページで有効なものか否かを確認することができます。VATの課税期間は、原則3か月（申請等により1か月も選択可）で各課税期間の翌月末日までに申告納付する必要があります。課税対象取引は、課税対象者が英国内で行う事業上の商品及びサービスの供給並びに英国外から行う商品の輸入で、VAT申告の際に、輸入時に支払ったVATと販売時に徴収したVATを相殺することができます。

VATにおけるインボイス制度では、仕入税額控除は、インボイスの保存（保存期間、原則6年）

が要件で、インボイス記載の税額を控除（「積上げ方式」のみが認められています）。

インボイス記載事項は、①年月日、②VAT番号、③発行者の氏名又は名称及び住所、④インボイス発行番号（通し番号）、⑤相手方の氏名又は名称及び住所、⑥商品又はサービスの内容、⑦税抜き対価、⑧適用税率及びVAT額等となっており、これらの事項が記載されたものを、「VATインボイス」と呼びます。

一方で、消費者に対する販売を行う場合には、一定の要件の下で、上記の④、⑤等を省略した簡易インボイスの発行が認められています。

日本の適格請求書等保存方式と比較すると、仕入税額控除の帳簿記載要件や消費税額の計算方法に大きな差異があります。その一方でインボイス記載事項については、英国では、通し番号や相手方の住所が要件とされるなど、より厳格な運用となっています。

（国際特別委員会副委員長 渡邊 弘一）

### 【参考文献】：

- 1 山田敏也（2019）「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）の導入後における仕入税額控除方式－欧州等のインボイス制度を参考に－」税務大学校論叢第98号
- 2 財務所HP「消費税など（消費課税）に関する資料」[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/itn\\_comparison/j04.htm#a01](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/itn_comparison/j04.htm#a01)
- 3 中川洋（2009）「世界税制事情（イギリス）」（ZEIKEITSUSHIN）
- 4 GOV.UK HP “VAT”  
<https://www.gov.uk/browse/tax/vat>